

教育行政について

まず古川教育長におかれましては新教育長就任を心からお祝い申し上げます。先の我が会派の代表質問において教育長としての抱負をお伺いしました。子供たちを取り巻く教育環境は大変難しくなっています。また学校現場における教職員の皆さんも大変なストレスの中で勤務され、時に心の病を発症する先生もおられます。教育長にはぜひ子供たちや教職員のそれぞれの視点から現場を見ていただき、最良の教育が県内で展開されるようお願いして質問に入ります。

① 元鹿屋市立中学校校長の退職金返還について

私は医療に携わる医師です。医師の使命は悪いものを治す仕事です。それは心も体も病んでいる人を癒（なお）すことです。

私は学生時代にこんな言葉に出会いました。「自分が心から信頼できる友達に、もし1つの問題が生じて100人のうち99人が正しいと主張しても、ただ1人、友達が間違っていると主張したらその友達を信じてあげなさい。逆も同じです。100人の中で99人が間違いだと主張しても、ただ1人、友達が正しいと主張したらその友達を信じてあげなさい。それが真の友です。しかしその真の友とは

かねてからお互いを知り尽くし、お互いの信頼関係がなければ、いざという時に友達は守れません」という内容でした。

ところで、今議会に提案のあった議案のうちの諮問1件については、我々議員に大変重たい選択を求める大切な事案ですので、この諮問についての背景を紹介し、質問して参ります。私は昨年2月、元校長先生と出会い、真剣な眼差しを見、現在の難しい子供達に寄り添い、子供達の心を開くことができる真の教育者との思いに至り、元PTAの方々と元校長先生の「自分はセクハラはしていない」の思いに応えてあげたいとの思いでこの問題に取り組んできました。この事件が明るみに出てからこれまで、元校長は元教え子のことを思い、教え子の心に傷が残らないように最大限配慮した結果、校長の思いと反対に民事でセクハラ認定がなされ、元校長の元教え子に対する思いは踏みにじられた結果になりました。

元校長は自信をもって刑事事件では不起訴になると信じており、何故、民事でセクハラ認定がされたのか、自分の思いが通じなかったのは、自分の驕りと甘さがあったのではないかと話しています。

ただ、私も元PTAの皆さんも元女生徒を決して責めることは一点もないことを申し上げたい。むしろ、元女生徒はこの事件ではカヤ

の外に置かれた被害者だと思っています。

今回の事件で、県教委は民事の判断だけで司法が出した結果のみを重く受け止め、今回の処分を決めていいですか。民事はあくまでも当事者間の2人にしか真相は知り得ないもので確実な証拠もないまま、裁判での証言能力に勝る方が勝訴するものではないかと思えます。明らかな証拠も出せない元校長に新しい証拠を出せと言い、出せなければ、「あなたはセクハラをした」と決めつけている県教委の主張です。あたかも「砂漠に行って水を探しておいで。なければ死しかありませんよ」というようなものです。裁判で出された証拠が信頼に足りるものかどうかは元生徒のそれまでの学校での言動や母親の日々の生活、担任の生徒指導の態度を県教委自ら検証しなければいけないのではないのでしょうか。それが県教委が独自に調査するということではありませんか。見解をお伺いします。

皆さんのお手元に今回の事件の経過を示した資料を配布させていただきました。後程、刑事事件や裁判の中での矛盾点をいくつか示しますが元生徒、母親、元担任の証言に、刑事調書や裁判の中で多くの矛盾点を感じているのは私一人ではないと思っています。私は元生徒、母親、元担任の証言が元校長がセクハラをしたという証

拠に値するものか疑問に思っています。

今議会に出された諮問は一人の元校長の人権、生きる権利まで奪う大変な決定であることを議場内の皆様方に考えていただきたいのです。

平成19年に教育委員会は国の指針を受けて学校職員の懲戒処分の指針を出しています。

平成19年度から平成26年度までの間、教育委員会における教職員のワイセツ、セクハラ事件について、そして、その事件が明るみになった経緯、事件に対する本人の認否について示し、課せられた行政処分についてお示してください。

ところで、今回の事件は特異なケースと思われれます。刑事事件で証拠に基づいて厳しい取り調べがなされた結果、2度にわたって不起訴となっております。しかし、原告は損害賠償を求めて民事訴訟を起こし、一審においては「セクハラを認め、約1671万円の請求に対し約67万の支払い」を命ずる判決が言い渡されております。

しかし、元校長は事件が明るみで出てから関係者に対しても、刑事事件、一審の民事訴訟においても一貫して無実を主張しています。

しかし、鹿屋市は元校長の「セクハラは一切していない」との悲痛な叫びにもかかわらず、控訴はしていません。確かに原告と被告は元校長と元生徒、保護者の関係において争われているもので、鹿屋市教委が板挟みになったことは理解するものの、元校長の無実の訴えは現職の教職員や生徒・保護者の、今後の教育の信頼に関わるものであり、心を鬼にしてでも控訴するべきであったと思います。何故、鹿屋市は控訴しなかったのかお示してください。当然、控訴する、しないの段階で県教委にも相談があったものと思いますが、県教委のその際の判断と対応についてお示してください。

次は、元PTA会員の方からの便りです。

平成15年、鹿屋市立中学校入学の前の年、中学校の実態を知れば知るほど恐ろしく、子どもの将来に不安を覚えた。

平成16年、うわさ通りの荒れた学校で、危機感を感じていた。

平成17年 校長交代、4月（校長室に）

保護者三名、当時の中学校に関する要望を伝えに行く。

「成績は出してほしい。中間テストを行ってほしい。夏休み明けの実力テストを行ってほしい。フリー参観日を設けてほしい。」

元校長に、学力の定着を第一にお願いした。私達は、元校長を信じ、

すがる様な気持ちで、救いを求めた。それまで、胸に抱えていた大きな苦しみ、不安が解き放たれた瞬間だった。それから鹿屋市立中学校は見る見る明るさと、活気を取り戻し、好転していき開かれた学校となり、保護者からも意見を出せるようになっていった。このように、元校長は中学校のために御尽力くださり、多くの保護者が感謝と尊敬の念を抱いている。私達親も、子ども達も、数多くの先生に出会う。しかし、本当に信頼できる先生に出会えることはそう多くは無い、その中で元校長は、もっとも信頼と尊敬に値する先生であり、この信頼と尊敬は数多くの保護者が思っていることである。それは、今も、そして、これからも変わる事はない。

県教委は「この事案が発生した中学校は当時、生活指導面で困難を抱える学校であり、生徒指導に力量のある校長を求めるという地元教育委員会からの要望を受け、それに応えられる人材として、当該校長を派遣した」とのことです。

ここで、今回の事件についての矛盾点を呈示します

1) 元女生徒について

(例1) 事件のあった平成19年の4月から5月頃、昼休みに校長から校長室に呼ばれ、ソファのところで10回くらい抱きつかれ

たと刑事事件や民事裁判の中で証言に対し、1)

(例2) 他の女生徒も元校長にセクハラ受けたと話したこと

(例3) 元女生徒の鍵紛失事件について 3)

(例4) セクハラを受けたとする場所を元女生徒は木が茂って暗い場所と証言に対し 4)

2) 元女生徒の担任について

(例1) 元担任は校長室は校庭側のカーテンは閉められ、廊下側のドアは閉められていたと証言に対し 1)

(例2) 元担任の体罰・いじめについて元担任の生徒、保護者が証言「元担任はクラスの女生徒の頭をなぐり、血がにじむ大きなたん瘤をつくる体罰を加え、そのことで、当時の校長が同伴して謝罪に行ったが、反省の色は全くなかったが、その場は校長に免じて許してもらったとのこと。しかしその後、教諭はその生徒に対して水泳の時間、生理中にもかかわらず、運動場10周のランニングを命じるなどいじめともとれることをしていた。女子生徒への体罰に対しての校長の指導に自らの反省はなく、逆に担任は校長に対して不満を持っていたのではないか。」

3) 元女生徒の母親について

(例1) 女生徒が校長室に出入りするようになった経緯を元学校関係者が以下のように証言。

「2年生3学期に元女生徒からある先生に、「母親がほとんど毎日パチンコに出かけることが嫌だ」と相談があった。相談終了後に、Mさんが元校長先生のことを信頼していることを知っていたので、その先生は「校長先生に相談してみたら？」とアドバイスをした。その後、職員室側の入口から校長室にMさんが来ているのを見かけたので、相談しに来たんだなあ」と思った。」 6)

疑問点に対する関係者の声

1) 元同僚の先生、元PTA関係者は校長室はいつもカーテンは開けられ、ドアも開（ひら）かれており、校長室の中はよく見え、校長室はそんなことが出来る場所ではないと証言

2) 当時の女生徒の担任の調査でセクハラの実実はなかったことが判明

3) 当時の現状を知る先生方は「おかしい」との認識を持っていた

4) 我々の現地調査では周囲は畑で、近くに民家もあり、車も往来する場所であった。

5) 元担任の指導には体罰・いじめ等問題があった

6) 母親はパチンコはしていないと刑事事件や裁判の過程で証言しているが、女生徒は母親のパチンコのことと悩んでいたと当時の学校関係者は話している。

7) 保護者会が開かれた10月15日、当時相談を受けた先生は女生徒を見かけて話をした。その中で、ドライブ中の様子を聞いた。「車の中ではどうしてたの？寝たりしなかった？」と聞いたところ、女生徒は「よく覚えていない」と答えた。女生徒にとって嫌なことがあったはずなのによく覚えていないというのは不思議だと感じた。

私、元同僚議員、鹿屋市立中学校の元PTA関係者や元同僚の先生は、刑事事件や裁判の資料を調査する中で、この事件の背後に何かがあるのではないかと感じています。

陳情・記者会見によって元PTAの方々の思いが以下述べられています。

(陳情内容) 私たちは、この事件のありとあらゆる調査を全精力を傾けて行いました。これまで訴えてきた内容は全て事実・証言に基づく真実であります。私たち元校長を守る会の人々は、当時、問題校とされていた現場の関係者として、親も教え子も元同僚の先生たちも心底元校長先生の潔白を確信しております。私たちは要請があ

れば全て事の次第・事実を説明申し上げます。

記

1. この件に関して、県教委として刑事・民事裁判判決以上の責任と罪を負わそうとしているのであるから県教委として公平に徹底した原告側被告側の独自の調査を行い、刑事事件以上の証拠を示さなければならぬ。また、この事件の背景の全容を明らかにするとともに真相究明することを求めます。

2. 真相究明結果に基づき、本件退職金返還命令処分に対する適切な対応を求めます。

(記者会見内容) これまで県教委に対して、真相究明調査をしていただきたいということで申し上げてきたが、一度も誠意ある回答はありませんでした。県教委の私たちの意見に耳を貸さない態度や、当時の学校の状況も十分な調査もせず元校長に対する処分を決定したことなど極めて遺憾に思います。

これまで原告女生徒が未成年であったことから最大限配慮して対応してきましたが、判断のできる大人になりました。

県議会へも真相究明を求める陳情書を第3回定例会に提出しましたが、プライバシー問題でもあることから取り上げていただけません

でした。

私たちは当時の学校の異常な状況や生徒の複雑な状況、それに対して正常化へ向けて一生懸命に取り組んできた元校長の無実を信じております。

私たちは、ここで報道関係の皆様にご理解を頂き当時の関係者がしっかり声を上げることで、本当にあった学校教育、現場の実体というものをご理解いただき、県教委の皆様にも、再度県教委が掲げる心の通う教育の実例を示していただきたいと願うものです。

以上のとおり元PTAの方々は述べておられます。

県はこれまで元PTAや我々会派の議員の疑問に対し県教委は誠実な対応をされていません。

また、元PTA関係者が昨年第3回定例会に提出した「鹿屋市立中学校元校長のセクハラ問題について」の陳情に賛同する約1500名の署名が集まっています。この署名は関係者が一人一人に対面して、セクハラ事件を説明して署名への同意をもらっているものです。この約1500名の署名の重みと元PTAの県教委に対する悲痛な訴えを県教委はどのように認識しているのかお伺いします。

元校長は退職金返還命令に対して自分は無実であるから返還しない

としています。その不服申し立ての内容についても見せていただき、それに対する県教委の意見も見せていただきましたが、県教委は裁判でのやり取り以上の調査は何もしていないと思います。何故、県教委独自の調査もしないで元校長に退職金を返せ返せと言っているのか。誠意が感じられません。民事はあくまでも当事者間の事案であり、どちらも明白な証拠を出せるはずありません。

多くの客観的事実に照らして、多くの関係者の聴き取り調査等あらゆる証拠に基づいて、徹底した厳しい取り調べがなされた刑事事件において、2度にわたって嫌疑不十分として不起訴となっています。刑事事件における不起訴の重みをどう考えているのか。

また、民事事件において元校長のセクハラ認定がなされていますが、県教委のどのような調査内容と裁判のどのような証拠内容が合致して今回の判断を下すに至ったのか。県教委の判断について詳しい説明をお伺い致します。

今議会に提案のあった議案のうちの諮問1件について改めてお伺い致します。

諮問第1号は「退職手当の返納を命ずる処分」についての審査請求について県議会の意見を求めるもので、審査請求の趣旨は「処分庁

(県教委) が平成26年2月12日付けで審査請求人に対して行った退職手当の返納を命ずる処分を取り消しを求めるもの」です。

私は昨年2月末に複数の元自民党同僚議員から鹿屋市立中学校における元校長セクハラ事件について相談を受け、当時の関係者や刑事事件、民事訴訟の多くの資料を参考にする中で、この事件の本質が従来のワイセツ、セクハラ事件とは異なるものであるとの認識に至り、これまで元校長を支援してきた一人としてこの問題についてしっかり対応していくことが議員の責務であると思っています。多くの私の支援者から「余計な事に首を突っ込むな、自分に損になることには口出しするな」とも言われました。しかし、一連の事件の経過の中でまた、審査請求がなされてからの県教委の対応に納得できるものではありません。

県教委はこの事件が平成24年10月22日、「最高裁が原告（元生徒、保護者）の上告を、上告審として、なじまないとして受理しない」として却下し、そのことによって控訴審判決が確定されたことを受け、種々の手続きを経て平成26年2月12日付けで退職手当返納命令書を発しました。

これに対し、平成26年4月3日請求人は本件処分に対して審査請

求を行ったもので、約1年の審査の末に、今回、審査庁は審議請求を棄却するとの裁決を出して議会に意見を求めているものです。

この議案については委員会で詳しく議論されることになると思いますが、2点処分庁（県教委）及び審査庁にお伺いします。

まず、県教委は司法の判断（民事の判断）を依り拠に元校長を処分しようとしていますが、教育委員会は自ら独自の十分な調査もせず、「セクハラはしていない」と8年の長きにわたり無実を訴えている元校長に対して民事訴訟判決以上の重荷を負わせようとしていることに対し、見解を求めるものです。

また、審査庁は請求人から審査請求を受けて、処分庁（県教委）と請求人から出された具体的な弁明書や内容説明に基づいて、さらには実際の聴き取り等もなされて審査されていると思いますが、どのような審査をされたのか詳しくお示してください。

一人の人権や生きる権利まで奪う大変な決定を求めている問題でありながら、ほとんど事件の内容もこれまでの経緯も説明することなしに議会に意見を求めることに対して審査庁の認識を問うものである。

保健・福祉行政について

① 医師の地域並びに診療科の偏在について

新臨床研修医制度が始まり、医師の都会志向に拍車がかかり、それに伴い地方の医師不足が深刻となり、地域医療を維持するのが困難となっていました。しかし、各都道府県行政や医師会等の努力によって地域枠が拡大され、少しずつ地方に残る医師が確保されるようになってきています。ただ、現状にあっても医師の地域並びに診療科の偏在は解消されていません。私も医療に従事する一人として本県の現状を評価する中で、地域並びに診療科の偏在については大きな課題が残っていると思います。

医師の地域偏在については二次医療圏毎の拠点病院をしっかりと定め、その病院に十分な医師を確保し、地域住民が不安のない拠点病院づくりを行うことが必要と思われれます。県における拠点病院の考え方と拠点病院の現状の課題と課題への対応についてお伺いします。たとえば、大隅地域にあってはその中心となるのは鹿屋医療センターと大隅鹿屋病院であるのは異論のないところで、特に鹿屋医療センターの医療の充実をはかることが求められます。鹿屋医療センターに求められている診療科として現在不足している診療科を示し、

どのような対応をしているのかお示してください。

次に、県内一円にわたって少子化対策に必要な産科医師の不足、そして産科、小児科の地域偏在が言われています。産科、小児科の地域の現状についてお示してください。また、県内の産科医師不足が指摘されていますが、産科医師確保のための、具体的な施策についてお示してください。

②救急医療体制について

本県においては隣県熊本県の日赤病院、済生病院のように1次から3次まで同一施設で医療を完結する医療機関がないために、1次、2次、3次病院の連携がスムーズになされることが大切です。特にこの2、3年の間、鹿児島市立病院や複数の民間病院が病院を新築し、高度医療を展開するようになってきており、ハード面においてはほぼ整備がなされているものと思います。ただ、救急医療に携わる医師として本県に強く望むのは1次2次3次の連携システムを早急にそして使い勝手のよいシステムを構築することが何よりも求められています。

そこでお伺いしますが、行政として大学病院、医師会と協議して1

次2次3次のシステム化を構築することを検討することが必要と思いますが見解をお伺いします。

システム作りを医師会任せにするのではなく、行政が県内や鹿児島市の現状を客観的に評価し、体制づくりの牽引役となることが大事だと思いますが、その心構えについてお伺いします。

次に本年度から精神科救急が24時間365日体制になると聞いていますがどのような取組を行うのかお示してください。

③ 感染症対策について

医療の最後の戦いは感染症と言われています。昨年から致命率の高いエボラ出血熱の流行がアフリカで続いており、世界を震撼させています。本県においてはこれまで患者受け入れ可能となる第一種感染症指定医療機関がなく、今後、鹿児島大学病院を指定する予定と聞いておりますが、進捗状況についてお示してください。

今回、再び、MERSが韓国で発生したことを受けて、MERSに対しての情報を県民にわかりやすく知らせる必要があるかと思えます。MERS対策について、現在、保健所、感染症指定医療機関や検疫所等と連携して対応を進められていると思いますが県の対応に

ついてお示してください。

④ 障害児の医療体制について

県や市町村では多くの障害児施策を進めています。たとえば鹿児島市では地域の幼稚園や保育所において、障害児の受け入れ促進を図るためのいくつもの事業を展開しています。特に発達障害児のための就学前早期療育に積極的に取り組んでおられることに対して敬意と感謝を申し上げます。

ところで、現在、発達障害児に注目が集まり、肢体不自由児や、重症心身障害児の対応の遅れが指摘されています。これらの障害を持つ保護者の方々には鹿児島市へ診療機能を持つ発達支援センターを設立していただきたいとの強い希望があります。私も同じ気持ちです。ぜひ、思い切った施策を鹿児島市に求めたいと思います。

まず、現在、県下における障害児の受け入れ医療体制の中で特に本県で弱いとされる肢体不自由児、重症心身障害児の受け入れ医療体制についてお示してください。

さらに私は障害児を持つ家族の方々が現在不安に思っているのが、障害児の急変時の専門的対応病院がないことだと伺っています。

私も同様の思いです。そこでお伺いしますが、障害を持つ子供たちの急変時の対応は現在どのようになっているのかお示してください。ここで提案ですが、例えば、鹿児島市立病院は高度な医療機関として機能していますが、特に厳しい疾患、障害を持つ子供さんは市立病院等に登録し、急変時は市立病院等で診療できる体制が出来ないかお伺いします。

土木行政について

① 山田インターのフルインター化について(要望)

先の我が会派の代表質問の「指宿有料道路の改修について」の質問に対し、土木部長は「山田インターのフルインター化については、インターの形状や料金所の設置位置などを、またE T C設置については管理システムなどの検討を進めているところである」等の検討を進めており、これらの改修には、約190億円の事業費を見込んでおり、また、維持管理にも一定の財源が必要となることから、有料道路事業の料金徴収期間を25年間延伸したいと考えている。

今後とも、事業主体となる道路公社と連携を図りながら、国と協議を進め、本年中に事業計画をとりまとめたいと考えている。

と答弁されています。

山田インターのフルインター化、ETC設置などについて前向きに検討されている旨の発言には心から感謝いたします。ただ高額な事業費約190億円と料金徴収期間25年間の延伸については前もって地元議員には説明をしてほしかったと思います。

6月10日谷山北部地域を考える会が開催されました。当然に山田インターフルインター化を含めて山田インターチェンジ周辺の地域まちづくり構想の議論があったところです。今後は地元にとって山田インターフルインター化の問題は接合する県道入佐鹿児島線の整備も含めて議論されなければなりません。北部地域のインフラ整備の情報については地元議員へは特段の計らいをお願いします。

② 県道206の整備について

平成24年の9月議会におかれて、土木部長は「県道徳重横井鹿児島線の改良について答弁されていますが県道徳重横井鹿児島線の早馬峠付近については、道路改良のルート検討を進めているところです。同路線においては、現在、横井校区において整備を進めているところであり、同工区の進捗状況を踏まえながら、早馬峠付近の整備に

ついて検討しております」と答弁されています。

現在、横井工区は整備が進んでいますが、当初の計画よりかなり遅れており、また、事業計画に横井交差点の改良が含まれていません。地元代表が交差点改良を振興局に要望書を提出していると聞いています。私も現場を見るとき、どうして交差点改良まで計画されなかったのか疑問に思っています。交通量が多いこの地域では雨の日に歩行者が傘をさして通れる状況にはありません。歩行者の安全を確保するためにも早急に横井交差点までの改良計画も進め、現整備と一体化した整備計画にさせていただき、当初の遅れも踏まえて対応していただきたい。また、早馬峠については地元の地権者や小野区画整理組合も協力する旨の同意をいただいておりますので、ルート検討を急ぎ、ルート決定を早急にしていただきたい。見解を伺います。

③ マリンポートかごしま・旧南港の整備について

マリンポートかごしまにつきましては本年4月から救急ヘリポートが運用され、防災拠点として、また市民の憩いの場として緑地ゾーンが今後整備されると聞いていますが、今後の整備計画についてお

示してください。

また、旧南港につきましては、かねがねお願いしている環境整備がなかなか進んでいません。平成23年12月の地元紙に「鹿児島港の旧南港について「金属くずを扱う民間三社が同港からの移転に合意したことが八日分かった。これにより、同港の県有地にあるすべての事業所の移転にめどが立ったことになる。県と三社は今後、移転の場所や時期について交渉する」と掲載されました。また平成24年第3回定例会の私の質問に対し、部長は「旧南港においては、さまざまな港湾活動が行われ、商業地や観光地としての景観にはそぐわない状況もあると認識しております。このことから、旧南港を使用していた砂・砂利取り扱い事業者二社及びスクラップ取り扱い業者三社と協議を行い、砂・砂利取り扱い業者については、平成17年度に移転していただいたところでございます。残るスクラップ取り扱い業者三社については、多額の費用負担が困難などの理由により、移転の時期に関する合意には、至っておらず、引き続き協議を行っております。県としては、引き続き、スクラップ取り扱い業者と移転に向けた協議を進めてまいりたいと考えております」と答弁されています。しかし、3年以上経過してもなかなか改善されま

せん。県は事業者に対し、どのような指導をしてきたのかお示しく
ださい。

④ 行政処分について

昨年末、土木部が行った指名停止のあり方についてお伺いします。
私は昨年12月地元紙に掲載された記事について大変な憤りを覚えて
います。取材に来た2人の記者の意図が何だったのか。マスコミ
の報道のあり方として如何なものかと思っています。

さて、指名停止については昨年執行部にお問い合わせもしましたが、警察
情報だけで惜置を決めるのではなく、当事者からも意見聴収して、
総合的に惜置を行うのが、指名停止のあり方だと思いますが見解を
お伺いします。

また今回の問題で、公務員の守秘義務はしっかり守られているのか
疑問を持っています。県職員の守秘義務についてはどのような対策
をされているのかお示しくください。